

中国の刑罰制度と長期受刑者の処遇

王 雲 海*

はじめに

- I 中国の刑罰種類とその執行制度
 - II 長期受刑者の構成とその刑の執行
 - III 「終身監禁」の導入とその執行
 - IV 長期受刑者処遇上の諸問題
- 結びにかえて

はじめに

21世紀に入ってから、中国の刑事法・刑事政策・行刑状況は大きく変わっている。特に、2004年12月に中国政府は「寛厳相濟」（日本語でいうと「寛大さと厳罰さとをバランスよく実行する」）政策を打ち出してから、中国の刑事立法も刑事司法も行刑実務も、その政策に対応すべく、いろいろと新しい規定とやり方を導入している。一方では、「寛大さ」を追求する動きとして、「即時執行死刑」の適用を減らし、その分を「2年執行猶予つき死刑」のほうに回すことなどを通じて、死刑適用の制限をはかっている。他方では、「厳罰さ」をはかるために、2011年5月1日から実施された「刑法改正（八）」により、従来は犯罪とされていなかった飲酒運転行為を一律的に「危険運転罪」として定めて刑事司法の対象にして刑罰を科すようにした（中国では「酒駕入刑」という）。また、ネット詐欺犯罪が極めて多発している状況の中で、2015年11月1日から実施された「刑法改正（九）」により、ネット詐欺行為そのものだけでなく、その補助行為も広範囲に「犯罪」として規定し、ネット詐欺などの犯罪を行う可能性のあ

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第24巻第2号 2025年8月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学法学研究科特任教授

る者に対して自分の身分証や銀行口座や携帯番号などを貸し出すなどの行為も刑事司法・刑罰の対象にして、いわゆる「幫助信息网络犯罪活動罪」(略称「幫信罪」)。日本語では「ネット情報犯罪活動幫助罪」を新設して、ネット詐欺などの犯罪行為自体だけでなく、それに便宜を提供したり、幫助したりする行為をも「犯罪」として厳しく取り締まりをするようにした。

しかし、このように、刑事立法上も刑事司法上も飲酒運転行為とネット犯罪の幫助行為を「犯罪化」と「刑罰化」にして、「厳罰さ」を追求することには、当初には全く予想されていなかった大きな問題を孕んでいることは、その後すぐ顕在化してきた。つまり、飲酒運転行為とネット犯罪の幫助行為は従来からあまりにも多発しており、その関係者の人数も極めて多い。それを「犯罪化」、「刑罰化」したことにより、中国における犯罪の発生状況とその構成が大きく変わり、その二つの種類の犯罪だけでも刑事司法が扱う犯罪事件全体の約60%ないし70%以上を占めるようになり、刑事司法の対象が急に拡大されてしまった。しかも、この二つの犯罪に対する法定刑も被告人に言い渡す宣告刑も3年以下の徒刑である場合が多い。そのために、他の重大でない犯罪に対する宣告刑の状況とも合わせて、被告人に対して言い渡した刑が3年以下の徒刑である刑事事件は、全刑事事件の85%以上に至ったことも一時期(2023年)にあった¹⁾。その結果として、刑事司法はその負担が過剰となり、対応できなくなってしまった。拘留所である「看守所」における未決拘禁者も刑務所における既決者も、その人口が膨らんで、短期徒刑の被疑者、被告人、受刑者を中心に、過剰拘禁の状態に陥った。しかも、「ネット情報犯罪活動幫助罪」の犯罪者の多くが若者であるし、飲酒運転した者もその殆どが普通の民衆である。彼らを刑事司法の対象にし、「犯罪者」と「受刑者」という前歴・前科をつけ、それを後のいろいろな社会活動に関連させることにより、多くの若者と多くの普通の市民が大変不利な社会状況に置かれて、社会問題の一つとなってしまった。これに対して、多くの法律家や知識人はそれを問題視し、強く批判するようになった。

このような刑事司法の過剰負担、刑事施設の過剰拘禁、特に法律家や知識人か

1) 最高人民検察院「軽罪治理已是時代課題」、『中国新聞週聞』、2024年7月28日。

らの不満に直面して、中国の司法機関はそれに対処せざるをえなくなった。2023年8月になって、最高人民検察院は「2023—2027年検察改革工作規画」を公表し、そのなかで「軽罪治理」²⁾(日本語では「軽罪のガバナンス」という概念・理念を提出し、刑事事件に対して「軽」と「重」とを弁別して違う対応をし、中国社会の実情に相応しい「軽罪治理体系」を構築するように呼びかけた。具体的には、重大な刑事事件に対して従来のように「厳罰さ」で対応する一方、飲酒運転などの危険運転罪とネット情報犯罪活動幫助罪をも含む、3年以下の徒刑を言い渡されるいわゆる「軽微犯罪」に対しては、「非犯罪化」と「非刑罰化」で対応し、逮捕、起訴、身柄拘禁、有罪判決、宣告刑、刑の執行などの刑事処分をなるべく少なくして、慎重に行うようにする。数年前に「寛厳相済」政策のなかの「厳」を図ろうとして犯罪化・刑罰化させたいいわゆる「軽罪」を、今度はその政策のなかの「寛」で対処するようにしたのである。その一環として、すでに刑務所で服役している短期徒刑の受刑者に対して「軽罪の犯罪者」として減刑や仮釈放などをより容易く多く適用、許可するようにした。

このような流れのなかでは、「軽罪」の対象ではない、10年以上の徒刑を言い渡されたいいわゆる「長期受刑者」に対しては、「重罪」・「重大犯罪」の犯罪者として常に「寛厳相済」のなかの「厳」の対象として、そのように厳しく対処するのみならず、「軽罪」とその犯罪者に対する「軽罪治理」・「寛厳相済」のなかの「寛」の実施により、その引き換えに、または、「寛厳相済」の整合性を示すために、事実上・運用上一層の「厳」で対応するようになったのである。

結局、今の中国の刑事政策・刑事司法・行刑実務においては、「二極化」という現象が事実上起きてしまっている。つまり、犯罪は3年以下の「軽罪」であれ

2) 中国の法律上、刑事法上の「犯罪」として、英米法のように「軽罪 (Misdemeanor)」と「重罪 (Felony)」のように、それを「軽罪」と「重罪」に分けることがないし、日本法におけるように「刑法犯」と「軽犯罪法犯」という区別もしていない。代わりに、刑事政策上または刑事法研究上、習慣的に、3年以下の徒刑などの軽い刑罰を言い渡されたまたは言い渡すことが可能である犯罪・犯罪者を「軽罪」・「軽犯」といい、それへの対処を「軽罪治理」という。逆に、10年以上の有期徒刑、無期徒刑、死刑を言い渡されたまたは言い渡されることが可能である犯罪・犯罪者を「重罪」・「重刑犯」といい、それへの対処を「重罪治理」という(但し、「軽罪治理」は大変流行している言葉・概念であるのに対して、「重罪治理」はそれほど使われていない)。

ばであるほど、「軽罪」の犯罪者・受刑者であればあるほど、「寛厳相済」のなかの「寛」の対象とされ、より軽く対処され、減刑も仮釈放もされやすくなる。逆に、犯罪は10年以上の「重罪」であればあるほど、「重罪」の犯罪者・受刑者であればあるほど、「寛厳相済」のなかの「厳」の対象とされ、より重く対処され、減刑も仮釈放もされにくくなる。いわば「軽者更軽」、「重者更重」（「軽いものはさらに軽くなる」、「重いものはさらに重くなる」）という現象となっている。このような状況のなかで、10年以上の「重罪受刑者」・「長期受刑者」はもう刑務所などの刑事施設での恒常的で主要な人口となっている。10年以上の「重罪受刑者」・「長期受刑者」の処遇は大きな問題として現れてきている。

I 中国の刑罰種類とその執行制度

中国刑法上に定められている刑罰はまず「主刑」と「附加刑」に分けられる。「主刑」とは、被告人に対してそれぞれ単独としてしか言い渡すことのできない刑罰のことである。これに対して、「附加刑」とは被告人に対して単独として主刑の「附加」としても言い渡すことのできる刑罰のことである。「主刑」には管制、拘役、有期徒刑（「徒刑」とは監獄などの刑事施設に拘禁されながら強制労働に従事させる刑罰である。「徒」とはまさに強制労働のことである。「徒刑」は「自由労働刑」というべきである）、無期徒刑、死刑がある。「附加刑」には罰金、政治権利剥奪、財産没収がある。

上記の「主刑」のうち、管制は、受刑者に対してその身柄を刑事施設に収容せずに、自宅のままで、一定の権利を剥奪し、一定の義務を負わせて、地域社会での処遇（「社区矫正」）を受けさせるような刑罰のことである。その刑期が3か月以上2年以下である。また、「拘役」とは、短期自由労働刑のことである。受刑者は、家近くの国営工場や農場などの、警察によって指定された場所に収容され、強制労働に従事し、毎月1日ないし2日に帰宅することができる。労働した場合は報酬を支払われる。このような「管制」と「拘役」とは違って、有期徒刑も無期徒刑も監獄などの刑事施設に身柄を拘禁されて強制労働に従事すると同時に、「教育と改造」のための施設内での処遇を受ける、いわば「正式なる自由労働刑」

である。有期徒刑は、普通の場合は6か月以上15年以下であり、併合罪の場合は20年ないし25年になる。無期徒刑は、減刑や仮釈放を受けられるものの、長期的に監獄などに拘禁されながら服役するものである。

主刑の執行制度として「減刑」、「仮釈放」、「監外執行」、「保外就医」というものがある。理論上、主刑である管制の受刑者も拘役の受刑者も減刑の対象となっているが、實際上、減刑、仮釈放、監外執行、保外就医のすべてがその対象となるのは、受刑者を監獄などの刑事施設に拘禁しながら強制労働に従事させる有期徒刑と無期徒刑の受刑者、及び、2年執行猶予つき死刑から無期徒刑または有期徒刑に減刑された元死刑囚の受刑者だけである。言い換えれば、監獄などで服役している「自由労働刑」の受刑者に関しては、その刑期の変更、服役状況の変化を可能にしているのは減刑、仮釈放、監外執行、保外就医だけである。また、行刑当局が受刑者の「教育改造」（つまり、規律遵守、更生改善、社会復帰）を促す制度的なものとして使用・適用することができる主な制度も、減刑、仮釈放、監外執行、保外就医である。

減刑とは判決で言い渡された刑の刑期を服役中部分的に短縮させる制度である。中国の刑法規定によると、「監獄の規律をまじめに遵守し、教育改造を受け入れ、改悛の表れが確かにあり、もしくは、立功の状がある」場合は、減刑することができる。また、重大な立功の状がある場合は、減刑すべきである。

仮釈放とは、服役中の受刑者を早めに釈放し、一定の条件の下で残っている刑期を、自宅などの、監獄などの刑事施設の外で過ごさせて、それをも刑の執行と見なされる制度である。中国の刑法規定によると、受刑者は、一定の服役期間を経て、監獄の規律をまじめに遵守し、教育改造を受け入れ、改悛の表れが確かにあり、再犯の危険性がない場合、仮釈放することができる。但し、累犯及び故意殺人、強姦、強盗、誘拐、放火、危険物投与、または、組織的暴力犯罪で、10年以上の有期徒刑または無期徒刑の受刑者に対しては仮釈放をすることができない。

監外執行とは、受刑者は嚴重な病気にかかっていること、妊娠していることまたは子供に哺乳する必要があること、自立で生活することができないことなどにより、その間しばらく監獄などの刑事施設の外（多くの場合は自宅）で服役させ

る制度である。

保外就医とは、監外執行の一形態で、嚴重な病気にかかっている受刑者を監獄などの刑事施設の外で治療を受けさせる制度である。

なお、減刑適用の実質的適用基準に関しては、刑法78条は次のように規定している。つまり、「服役期間中、監獄の規律規定をまじめに遵守し、教育改造を受け入れ、改悛の表れが確かにある、あるいは、立功の状が確かある」という。また仮釈放適用の実質的基準に関しては、刑法81条は次のように規定している。つまり、「監獄の規律規定をまじめに遵守し、教育改造を受け入れ、改悛の表れが確かにあり、再犯の危険がない」という。これらの刑法上の規定のいずれも抽象的なものであるので、刑事司法上・行刑実務上は、最高人民法院は「通達」という方式での「司法解释」などを通じてより具体化した基準を提示している。しかし、そのような司法解释は絶えずに変化しており、そのなかで提示されている具体的基準も政策的性が強く、流動的であり、時々々の党と政府の政策によって大きく左右されている。

減刑、仮釈放、監外執行についての具体的で実質的適用基準については、近年は特に以下の五つのことが大変重要視されるようになってきている。すなわち、①受刑者は自分の犯罪によって引き起こされた被害側の金銭的経済的被害に対して積極的に金銭的経済的賠償をしようとしているかどうか、實際上賠償を済ませたかどうか。判決で命じられている罰金などを払おうとしているかどうか、実際に払ったかどうか。②被害者などの関係者に対して積極的に謝罪し、反省し、被害者側の「許し」（中国では「諒解」）を得ることができたかどうか。③受刑者を地域社会が受け入れるかどうか、特に仮釈放される受刑者を「社区矫正」の責任者と関係者は受け入れるかどうか。④受刑者は自分の犯罪、自分に対する判決と量刑を本当に受け入れるかどうか「認罪認罰」をしているかどうか。おそらく中国の刑事司法で大流行している中国式「司法取引」というべき「認罪認罰従寛制度」が刑罰の執行・行刑段階に影響を及ぼして、そこでも意識されるようになった結果かと思う³⁾。⑤受刑者の犯した犯罪の種類はどのようなものか。国家安全危害罪や重大な刑事犯罪である場合は対象外とする。

監外執行と保外就医についても、刑法と刑事訴訟法はその抽象的な適用基準を

定めているが、より具体的で実質な適用基準は司法解釈や行刑施設当局の運用に任せている。

II 長期受刑者の構成とその刑の執行

中国の法律上、「長期受刑者」または「短期受刑者」という言い方・用語はない。代わりに、刑事司法上・行刑実務上・理論研究上、言い渡された刑罰が10年以上の有期徒刑、無期徒刑、死刑である場合は、その受刑者と死刑囚を「重刑犯」(あるいは「重犯」という。「重刑犯」のうち、判決で言い渡された死刑が「即時執行死刑」であって、判決が確定されてから1週間以内で実際に刑を執行される死刑囚を除いて、監獄などの刑事施設で拘禁されて服役する他の受刑者は、「長期受刑者」に当たる。その構成は次の三つである。つまり、①判決で言い渡された刑罰(宣告刑)が10年以上の有期徒刑である受刑者。②判決で言い渡された刑罰(宣告刑)が無期徒刑である受刑者。③判決で言い渡された刑罰(宣告刑)が「2年執行猶予つき死刑」の死刑囚である⁴⁾。この三つの種類の「長期受刑者」は減刑、仮釈放との関連でその刑の執行がそれぞれ異なっている(監外執行・保外就医は、その運用が減刑、仮釈放と似ているので、ここで省略する)。

1 10年以上の有期徒刑の受刑者

10年以上の有期徒刑の受刑者に関しては、服役して2年を経った時点から減

3) 中国の「認罪認罰従寛制度」について以下の文献を参照。王雲海「中国の『認罪認罰従寛制度』の研究：『超行政的訴追側職権糾問式刑事司法時代』の到来か」(王雲海編集代表『刑事手続における検察の権限—日本と中国』、国際書院、2023年、第239頁以下)。

4) 中国刑法が刑罰として定めている「死刑」は、事実上二種類がある。一つは「即時執行死刑」というものである。死刑判決が確定されて、死刑執行命令が出てから一週間以内に死刑囚を実際に死なせなければならない死刑であって、本当の「死」を意味する死刑である。これに対して、もう一つは「2年執行猶予つき死刑」というものである。死刑判決で死刑を言い渡すと同時に、2年間の執行猶予期間をも与える。その2年間は死刑囚を監獄などで拘禁し、強制労働をさせる。この間、重大な故意犯罪を犯さなければ、2年満了時に無期徒刑に減刑する。さらに、立功の状があれば、有期徒刑に減刑される(王雲海「中国の『死刑制限論』と『二年執行猶予つき死刑』」、『法律時報』、2003年75巻11号、第88頁を参照)。

刑することが可能となる。「改悛の表れが確かにある」または「立功の状がある」場合は1回の減刑幅が9か月以下である。「改悛の表れが確かにある」及び「立功の状がある」場合は1回の減刑幅が1年以下である。「重大な立功の状がある」場合は1回の減刑幅が1年6か月以下である。「改悛の表れが確かにある」及び「重大な立功の状がある」場合は1回の減刑幅が2年以下である。減刑と減刑との間の時間的間隔は1年6か月以上でなければならない。但し、原判決のなかで言い渡された経済賠償などの財産的処分に対して、能力があるにもかかわらず、それを履行しない受刑者には減刑を認めない。また、横領罪取賄罪で10年以上の刑を言い渡された元公務員の受刑者に関しては、罪を認めず、改悛を示さない時に、あるいは、言い渡された財産刑を能力があるにもかかわらず、一部または全部を払わない時には、減刑も仮釈放もしてはいけない。それ以外の場合でも、元公務員の受刑者に対して、服役してから3年を経ってからやっと減刑の対象となりうるが、減刑幅が普通の犯罪の受刑者より短くて、それぞれ6か月、9か月、1年間である。減刑と減刑との間の時間的間隔も2年以上である。

有期刑の受刑者に対して減刑を実施した場合は、回数制限がないものの、受刑者は最終的に服役した期間は元判決で言い渡された刑期の半分以上でなければならない。10年以上の受刑者も同じである。

仮釈放に関しては、有期刑の受刑者はそのすべてが原判決で言い渡された刑の半分以上を経ていれば、仮釈放の対象となりうる。10年以上の有期徒刑の受刑者も同じである。理論上、服役してから5年を経ればもう仮釈放をされることが可能となる。但し、先にも述べたように、累犯や故意殺人などの一定の重大犯罪の受刑者には仮釈放が禁じられている。同じく、原判決のなかで言い渡された経済賠償や罰金などの財産的処分に対して、能力があるにもかかわらず、それを履行していない受刑者には仮釈放は認めない。減刑を受けた受刑者の場合は、1年以下の減刑を受けてから1年以内に仮釈放をしてはいけない。1年以上の減刑を受けてから1年6か月以内に仮釈放をしてはいけない。

2 無期徒刑の受刑者

無期徒刑の受刑者に関しては、服役して2年を経た時点から減刑することが

可能となる。「改悛の表れが確かにある」または「立功の状がある」場合は、最初は22年に減刑される。「改悛の表れが確かにある」及び「立功の状がある」場合は、最初は21年以上22年以下に減刑される。「重大な立功の状がある」場合は、最初は20年以上21年以下に減刑される。「改悛の表れが確かにある」及び「重大な立功の状がある」場合は、最初は19年以上20年以下に減刑される。

無期徒刑の受刑者に対して減刑の回数を制限しないものの、いくら減刑しても最終的に服役した期間は13年以上でなければならない。但し、2011年から次のようになった。つまり、職務犯罪、金融管理秩序破壊犯罪、金融詐欺犯罪、組織犯罪の主要者、国家安全危害犯罪などで無期徒刑を言い渡された受刑者、または、原判決での賠償などの財産的決定を能力があるにもかかわらず履行しない無期徒刑の受刑者に対しては、服役して3年を経ってから減刑の対象になりうるが、いくら減刑しても、最終的に服役した期間は20年でなければならない。

無期徒刑受刑者の仮釈放に関しては、服役して13年以上を経ているれば、仮釈放の対象となりうる。但し、累犯及び故意殺人、強姦、強盗、誘拐、放火、危険物投与、または、組織的暴力犯罪で、無期徒刑の受刑者に対しては仮釈放をすることができない。

3 「2年執行猶予つき死刑」の死刑囚

「2年執行猶予つき死刑」の死刑囚に関しては、執行猶予期間である2年間で重大な故意犯罪を犯さなければ、2年満了時に無期徒刑に減刑される。また、2年間で重大な故意犯罪を犯さないだけでなく、「立功の状」もある場合は、2年満了時に25年の有期徒刑に減刑される。無期徒刑または25年の有期徒刑に減刑された後でも減刑を受けることができるが、普通の犯罪の場合は、最終的に服役した期間は13年以上でなければならない。但し、累犯及び故意殺人、強姦、強盗、誘拐、放火、危険物投与、または、組織的暴力犯罪で2年執行猶予つき死刑を言い渡された受刑者に対しては、人民法院が2年執行猶予つき死刑から2年執行猶予期間が満了時に無期懲役刑に減刑すると同時に「減刑制限」を科することもできる。その場合は、受刑者の刑を無期懲役刑に減刑した後も更なる減刑を受けられるものの、最終的に服役する期間は25年以上でなければならない。2年

執行猶予期間が満了時に25年の有期徒刑に減刑される場合も同じで、人民法院が減刑制限を科したときには、2年執行猶予つき死刑から25年の有期徒刑に減刑された後には、更なる減刑を受けられるものの、最終的に服役する期間は20年以上でなければならない。上述のいずれの場合においても2年間の執行猶予期間は必要最小限の服役期間には算入されない。

「2年執行猶予つき死刑」から減刑された後の受刑者（元死刑囚）の仮釈放に関しては、死刑執行猶予期間の2年満了時から計算して15年以上服役してからはじめて仮釈放の対象となりうる。

Ⅲ 「終身監禁」の導入とその執行

2015年に行われた「刑法改正（九）」でそれまで中国で存在していなかった一種の新しい長期刑である「終身監禁」を導入し、同年11月1日から実施されるようになった。つまり、人民法院は、公務員による横領罪取賄罪事件の一部において被告人に対して有罪と宣告し、2年執行猶予つき死刑を言い渡すと同時に、2年執行猶予期間満了時に無期徒刑に減刑された後には、もはや一切の減刑も仮釈放も認めず、一生監獄などの刑事施設で拘禁しなければならないという制限を設けることができる。このような制限を設けられた元公務員であった死刑囚・受刑者は、2年執行猶予つき死刑から無期徒刑に減刑された後には減刑と仮釈放の対象外となり、理論上、一生監禁されることになる（但し、監外執行と保外就医の対象にまだなりうる）。そのために、中国の法律上と研究上、それを「終身監禁」と呼んでいる。これにより、事実上もう一種類の受刑者は「長期受刑者」の列に加わったのである。

この「終身監禁」の法的性格について、それは一種の新しいタイプの刑罰・法定刑なのか、それとも、死刑、特に2年執行猶予つき死刑のただの執行方式なのか、という点では見解が大きく分かれており、論争が未だに続いている。

いまは、公式的見解または通説的主張としては、このように新しく導入された「終身監禁」は、新しい刑罰種類・法定刑種類ではなく、あくまでも従来の死刑、特に2年執行猶予つき死刑の執行方式に対する調整にすぎず、もう一つの執行方

式を付け加えただけである。つまり、従来では、2年執行猶予つき死刑を言い渡された死刑囚に対する刑の執行方法として、①2年執行猶予期間満了時に「無重大な故意犯罪」であれば無期徒刑に減刑する。その後はさら減刑や仮釈放が可能である。②「無重大な故意犯罪」+「立功の状」であれば25年の有期徒刑に減刑される。その後はさら減刑や仮釈放が可能である、という二つの執行方式があったが、「終身監禁」はその③で、2年満了時に無期徒刑に減刑された後は、もはや減刑も仮釈放も認めないことになるだけである。①と②と同じように本来の宣告刑である「2年執行猶予つき死刑」を前提としている。このような見解の主張者がその理由としてよくあげているのは、中国の刑法上「終身監禁」が規定されているのは刑法総則、特に刑罰の種類を定めている刑法総則の条文ではなく、むしろ、公務員の横領罪または収賄罪を専門的に定めている刑法各則の条文である。つまり、刑法各則である第383条によると、人民法院は横領罪収賄罪で2年執行猶予つき死刑を言い渡すと同時に、「犯罪の情状などの状況に基づいて2年執行猶予期間満了時無期徒刑に減刑された後に、終身監禁をし、減刑、仮釈放を一切適用してはいけない」という制限を科すこともできるという。

このような公式的で通説的見解に対して、一部の学者は、刑法上どこでどのように定めているかは形式の問題に過ぎず、事実上、このような「終身監禁」は従来の中国法、特に中国の刑事法にはない新しい種類の刑罰と法定刑であって、事実上いわば「中国式終身刑」になっているのである、と主張している。

では、なぜ中国はこのような「終身監禁」を導入したのであろうか。それは本当に「中国式終身刑」となり、中国における長期受刑者の構成とその処遇に大きく影響を与えることになろうか。結論を先に言うと、このような「終身監禁」の導入は、中国社会のいくつかの特有な事情によるものであって、やむをえない妥協の結果である。また、それは「中国式終身刑」に発展して、中国における長期受刑者の構成とその処遇には大きく影響する可能性が小さいのである。

周知のように、中国は長期にわたって死刑を多用している。しかも、故意殺人などの「最も嚴重で暴力的凶悪犯罪」だけでなく、公務員横領罪収賄罪や経済犯罪や財産犯罪などの「非暴力的犯罪」に対しても死刑を設けて、適用している。このような死刑多用に対して、1980年代に国際社会から強い批判が現れ、国内

でも1990年代から異論が提起された。2000年に入ってから、中国の指導部も死刑多用を問題視し、「まずは存置、次は制限、最後は廃止」という政策転換を暗に実行し、死刑適用の制限を事実上図るよう転向した。まず、立法上から「非暴力犯罪」の死刑罪名の削減を行おうとした。2011年に行われた「刑法改正(八)」では、刑法上すでにある68個の死刑罪名からあまり適用されたことのない13個の非暴力犯罪の罪名から死刑を外して、死刑罪名を55個までに減らした⁵⁾。そして、2015年に行われた「刑法改正(九)」では、さらに9個の罪名から死刑を外して、46個にした。次に、刑事司法上も死刑適用の減少をはかるために、非暴力犯罪への死刑適用を極力制限しようとした。また、暴力犯罪でも家族関係、隣居関係、恋愛関係などの関係で発生した事件、被害者側に過誤があった事件、加害者側の積極的賠償と被害者側の「許し」のあった事件などに対してはなるべく死刑、特に即時執行死刑を適用しないようにした。

このような立法上と司法上における死刑適用への制限のなかで特に注目され、激しく議論されていたのは、非暴力犯罪の一種である公務員の横領罪収賄罪への死刑適用であった。公務員の横領罪収賄罪は暴力犯罪でないのに、中国の法律はそれに対して死刑を設けて、司法上・實際上死刑を適用していることは、他の国々ではあまり見られないことであり、国際社会の常識に著しく反するものであるという批判があった。また、横領収賄をした公務員の一部は犯罪利益を携えて国外に逃亡するが、その場合は、「死刑犯、政治犯は引き渡さない」という国際法上の原則があるがゆえに、逃亡が成功すれば、「死刑がある」という理由で引き渡しが見れるので、中国に連れ戻すことができない。結局、死刑があることで、「逃げ得」をさせているのではないか、という指摘もあった。このような批判と指摘に促された中国政府は、一時期に公務員の横領罪収賄罪への死刑適用を廃止しようと考えて、その政策転換を社会に示したところ、民衆と社会から予想を超えるほど大きな反発が出てしまった。もとより、公務員による横領収賄が多くて、党と政府に対する国民の不満的となっているにもかかわらず、その状況のなかで公務員横領罪収賄罪への死刑適用を制限したり廃止したりすることは更なる国

5) 王雲海「中国の刑法改正と死刑制度の変更」、『法律時報』、2011年83巻4号、第118頁以下を参照。

民の不満を引き起こす。それを恐れる党と政府は折衷的姿勢に転じて、公務員横領罪収賄罪への死刑そのものを廃止しないが、なるべく即時執行死刑を避けて、2年執行猶予つき死刑を多用するようになった。事実上、公務員横領罪収賄罪への死刑適用をなくそうとした。しかし、この姿勢も国民と社会だけでなく、一部の専門家からも強く反対された。というのは、従来の2年執行猶予つき死刑であると、2年満了時に無期徒刑か25年の有期徒刑に減刑された後でも、更なる減刑や仮釈放ができる。その結果として2年執行猶予つき死刑を言い渡されたとしても、事実上13年間服役していればもう自由の身となる。同じ死刑を言い渡された死刑囚なのに、即時執行死刑は本当の「死」を意味するのに対して、2年執行猶予つき死刑はただの「13年服役」だけを意味する。「死刑過剰、生刑過軽」という現象が生じてしまう。それを是正する必要がある。そのうえ、中国での減刑、仮釈放、監外執行、保外就医のいずれもその基準が曖昧で裁量的なものであるので、元公務員・幹部である横領罪収賄罪の受刑者は、以前の立場・特権を利用して、容易く減刑、仮釈放、監外執行、保外就医をさせてもらうケースが多い。いわば「幽霊受刑者（事実上監獄などの刑事施設にいない受刑者）」や「紙上の受刑者（記録上だけの受刑者）」がかなりいる。これに対しても国民や社会がかなり反感・反発をしている。これに対処する必要もある。

このように、一方では、非暴力犯罪としての公務員横領罪収賄罪への死刑適用を制限しようとする必要がある。他方では、多発している公務員の汚職とその懲罰の緩みに対する社会と民衆の強い反発を考慮する必要もある。結局、両者を妥協させて辿り着いたのは「終身監禁」である。

ところが、このような妥協の産物のためか、「終身監禁」が創設されて以来、中国の刑事司法ではこれを適用した件数は極めて少なく、10年間50件も満たしていないのである。このような適用状況から見れば、「終身監禁」は「中国式終身刑」に発展する可能性が低いことが予測できるし、「終身監禁」の受刑者に対する執行・処遇が特殊な問題として意識されることにはまだ至っていないことも見える。その主な理由としてあげられるのは、党と政府のイデオロギー上及び憲法やその他の法律上は、一貫して、死刑以外の場合の受刑者に対する行刑を「労働改造」と呼んで、その究極的目的が受刑者の改造・更生・社会復帰として想定し、

定められている。いくら改造・更生・社会復帰ができたとしても、減刑と仮釈放を一切認めず、一生監獄などの刑事施設に拘禁し続けることは、いままでの党と政府のイデオロギー、憲法やその他の法律の精神に合致しないと党と政府も考えて、その適用の拡大に後ろめたさを感じているであろう⁶⁾。

IV 長期受刑者処遇上の諸問題

従来、受刑者、特に長期受刑者に対して監獄などの刑事施設の規律を遵守させながら、改造・更生・社会復帰に向けて努力させるための主な方法は、規律違反などによる懲罰よりもむしろ日常の服役状況との関連でその評価に基づいて減刑、仮釈放、監外執行、保外就医などの措置を駆使することであった。減刑、仮釈放などは、いわば改造・更生・社会復帰を促す主な処遇制度・処遇手段として大いに機能していたのである。實際上、減刑、仮釈放などの処遇方法は、短期受刑者よりも長期受刑者にとって一層重要であって、長期受刑者に希望を与えて、彼らの自己退廃・自暴自棄を防いで、彼らをよい生活方向へ向かせるための最も有用で有効なものである。そのために、従来中国では、それらが受刑者、特に長期受刑者への処遇方法として一貫して強調されていたのである。しかし、この20数年間は事情が著しく変わった。特に長期受刑者への減刑率または仮釈放率がかつてないほど低下し、長期受刑者に対する有効な処遇手段を喪失しつつある。ある統計によると、2011年から2015年までの各年度の全国における仮釈放率が年ごとに低下しており、以下のようになっている⁷⁾。つまり、2011年は12.3%で、2012年は11.4%で、2013年は10.9%で、2014年は8.9%で、2015年は6.8%である。また、ある「重刑犯監獄」の状況を調査した研究によると、国家また上級行刑機関が設定している毎年の仮釈放率が少なくとも3%以上であるのに対して、当該監獄での年間仮釈放率はわずか1.8%に過ぎなかった⁸⁾。

6) 王雲海「行刑と受刑者の法的地位」、王雲海他編著『よくわかる中国法』、ミネルヴァ書房、2021年、第214頁以下を参照。

7) 王利榮・李鵬飛「厳控再次犯罪指標下的行刑誤区——監禁模式固化的成因及系統性破解」、『政治与法律』、2018年第11期、第102頁。

では、なぜ近年になって長期受刑者の減刑率も仮釈放率も著しく低下して、ほぼ有名無実となっているのであろうか。その原因がどこにあるのであろうか。

第一に、立法上は、減刑と仮釈放を制限することのできる犯罪の種類・罪名を絶えずに拡大している。例えば、1997年の刑法では、無期徒刑を言い渡した受刑者のすべてに対して減刑をした場合は、最終的に服役する年数・最短服役期間は10年であればよいと定めていたのに、2011年の「刑法改正(八)」でそれを13年に引き上げた。同じ「刑法改正(八)」でも一定の犯罪種類の受刑者に対して減刑された後の最短服役期間は20年と25年に引き上げられた。また、1997年の刑法では、仮釈放をしてはいけない犯罪の種類は、「累犯及び殺人、爆発、強盗、誘拐などの暴力犯罪で10年以上の徒刑、無期徒刑を言い渡された受刑者」に限定されていたが、2011年の「刑法改正(八)」でそれに「放火、危険物投与、組織的暴力犯罪」を新たに付け加えた。

第二に、刑事司法上は減刑や仮釈放の手続きの複雑化が急に進んでいる。同時に、「司法責任」という名の下で、減刑、仮釈放、監外執行、保外就医の決定と実施に関わった司法人員や行政関係者に再犯や逃走などのリスク・結果に責任を負わせて、個人の業績などにリンクさせるやり方が多くなっている。また、従来ならば、減刑も仮釈放も監獄などで具体的に処遇を担当する行刑当局だけで判断して決定していたが、それは任意的で「幽霊受刑者」または「紙上だけの受刑者」を生み出すとして批判されるようになった。いまは、減刑も仮釈放もまず行刑当局が建議書、減刑や仮釈放に相応しい証拠証明などを人民法院に提出し、人民法院は法廷を組んで審理して許可するかどうかを決める。同時に、検察も関与して、減刑や仮釈放の監督を行う。検察は異議を有する場合は難しくなる。また、仮釈放の場合は、その後「社区矫正」(「社会内処遇」)を受ける必要があるため、そこの同意も必要である。しかも、どの段階であろうと、減刑や仮釈放に関わったことがあれば、再犯や逃走などの意外状況が発生したら受刑者だけでなく、減刑、仮釈放などを決定、許可した関係者も責任を負わせる。そのために、各段階・各機関・各人員は万が一自ら責任を追及されるリスクを冒するまで減刑、仮

8) 陳英鈺『罪犯仮釈放政策優化研究——以Z重刑犯監獄為例』、第24頁。(『中国知网』、<https://www.cnki.net>)。

釈放を進めるよりも、なるべく認めないようにしている。

第三に、何よりも、減刑率や仮釈放率を低下させている最大な要因は、その具体的で実質的基準の厳格化と肥大化である。減刑の従来基準は、「監獄の規律を遵守し、教育改造を受け入れ、改悛の表れが確かにある、または、立功の状がある」であった。また、仮釈放の基準は、基準は「監獄の規律を遵守し、教育改造を受け入れ、再犯の危険がない」であった。しかし、今は、そのいずれの基準にも特に長期受刑者にとって極めて不利なものが新たに追加されている。まず、減刑、仮釈放が被害者側への経済的金銭的賠償または罰金の支払いなどにリンクさせるようになってきている。形式上、「能力があるにもかかわらず」という条件をつけているものの、實際上、賠償をできていない、または、完了していなければ、罰金などを払っていないければ、いくら「監獄の規律を遵守し、教育改造を受け入れ、改悛の表れが確かにある、または、立功の状がある」としても減刑することができない。いくら「再犯の可能性がない」としても仮釈放は認められない。しかし、長期受刑者の多くが低学歴であり、社会の低層にあるので、経済的には弱い。次に、減刑と仮釈放は被害者側の「許し」(「諒解」)を得られたことを前提とするようになってきているが、長期受刑者はその犯罪の殆重大なものであるために、短期受刑者よりも被害者側から「許し」を得にくい。減刑や仮釈放に関する基準をいくら満たしたとして、被害者側から同意を得られなければ、減刑や仮釈放は認められない⁹⁾。最後に、いまは特に強調されているのは、減刑、仮釈放、監外執行、保外就医に対する社会民衆、特に地域社会の反応である。社会民衆、特に地域社会は減刑、仮釈放、監外執行、保外就医を受け入れてくれず、反感・反発・異論を示すと判断すれば、司法機関と行刑当局は絶対減刑や仮釈放を行おうとはしなくなる。軽罪の短期受刑者よりも重罪の長期受刑者の方に対して社会や民衆などから反感・反発・異論が示されがちである。

9) 陳英鈺、前掲注8、第27頁。

結びにかえて

いまの世界はいわば「高度技術化・高度情報化・高度大衆化社会」というべきであろう¹⁰⁾。このような時代において大きな変化の一つは、大衆社会が高度技術を利用して、いろいろな情報に接し、大きな発言力をもち、いわゆる「世論」・「民意」としてあらゆることに対して大きく影響するようになったことである。それに直面して、従来は専門領域として専門家を中心に専門原理で扱っていた多くのことは、今は、「大衆」・「世論」・「民意」の嵐に見舞われて、その専門性と合理性を喪失し、「低俗化」・「原始化」・「感情化」に流されざるをえなくなっている。国家体制がどうであろうか、この傾向は変わらない。「大衆的厳罰主義 (Penal Populism)」に左右されるようになってきている刑事法・刑事政策・行刑法の領域も例外ではない。中国における刑罰制度の変化、特にその長期受刑者処遇上の「減刑難」と「仮釈放難」のような問題の出現は、究極的に言えば、この時代性によるところが多く、世論対策としての政治的原因そして社会福祉の不備を補うための社会的な原因から起因する側面が強い。従って、どのようにして刑事法・刑事政策・行刑法を専門的な領域としてその専門性、合法性、合理性を取り戻し、保っていくことは、今後最も重要な課題である。そのためには、次のようなことが必要であるように思われる。

まず、減刑や仮釈放などは、純粋な行刑処遇制度として意識し、そのように実施、運用することに徹する。いまのように、それを金銭的・経済的賠償、罰金の支払いや被害者側の姿勢や社会民衆の反応というよその政治的・経済的・社会的機能とは必要以上にリンクさせていることをやめて、減刑や仮釈放などの行刑処遇制度としての本来の機能に純化すべきである。また、減刑や仮釈放などにはもとより一定程度の再犯のリスクを必ず伴うものであって、そのリスクが現実になっても仕方がないことを前提としている。例外的再犯と逃走に対する社会民衆の反発に必要以上に敏感となり、関係者の責任を追及するまでは対処する必要がない。

次に、「寛厳相濟」という政策を機械的に理解し、社会大衆の反応・統治上の

10) 王雲海『『西法東漸』から見る『中国自主法学知識体系の構築』、『法と文化の制度史』第7号、第2頁。

都合に基づいてその中身を解釈し、俗的に「寛」と「厳」の種類・割合を分別するのではなく、刑事法・刑事政策・行刑法の専門原理・固有理念でそれを有機的に理解、解釈し、運用していくべきである。重大犯罪者・長期受刑者も専門原理上合理的であれば「寛」の対象としても認めるべきである。受刑者の改造、更生、社会復帰が中国行刑の一貫した理念として「終身監禁」のむやみな広がりを防ぐこと同様に、重犯罪・長期受刑者に対しても同じ理念で減刑、仮釈放、監外執行、保外就医を一層活用すべきである。

最後に、いまは、死刑廃止が世界の流れとなっているが、しかし、同時に「死刑さえ廃止すれば、他の刑罰、特に重大犯罪者への刑罰と処遇はいくら厳しくしてもよい」、または、「死刑廃止との引き換えに、他の刑罰を無限度に厳しくする」という、死刑廃止の本来の理念・目的と逆らうような皮肉な現象が起こっている。このような状況に陥らないためには、死刑の制限を進めている中国は、死刑以外の他の重犯罪者・長期受刑者を死刑制限・死刑廃止の「犠牲者」・「生贄」にならないように知恵を発揮すべきである。

(本論文は「新自由刑と無期受刑者処遇に関する総合的研究：日本型行刑における拘禁刑の社会化」(基盤研究(B)、研究課題番号：23K25460、研究代表：石塚伸一)の研究成果の一部である)